

## にぎわい空間創出事業支援要領

### (目的)

この要領は、活気あふれるまちづくりや地域を活性化するため、岡東中央公園で開催される各種イベントを「にぎわい空間創出事業」として支援するために必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

この要領において、次に掲げる用語を以下のように定義する。

- (1) イベント：「にぎわい空間創出事業」として支援を受け開催される各種イベント
- (2) 主催団体：この要領に基づき、「にぎわい空間創出事業」としてイベントを主催する団体

### (対象イベント)

- (1) 入場料は無料として誰もが参加できるものであること。
- (2) 来場者数は1日でおおむね300人以上を集客見込みとし、にぎわいの創出が見込まれるイベントであること。
- (3) ステージをパフォーマンスの場として活用すること。
- (4) イベントの主旨及び内容が公序良俗、安全確保において問題ないこと。
- (5) 営利を目的としないイベントであること。

※営利を目的とするとは、「主催団体が本事業を通して得た収益を主催団体構成団体および紐づく個人に還元すること」を指す。

### (対象団体)

- (1) 3名以上の団体であること。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 営利を目的としない団体とする。
- (3) 過去にイベントの開催実績があること
- (4) 責任者が成年年齢に達している団体であること。
- (5) 団体の構成員が暴力団員ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

### (使用期間)

- (1) 使用期間は準備・撤収を含め、原則として1日の開催を原則とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 使用時間は、準備及び撤収に要する時間を含め、午前7時から午後9時までとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。なお時間を厳守しない場合は、イベントを中止させることができる。
- (3) 夜間に及ぶイベントを実施する場合は、大阪府青少年健全育成条例に基づき、午後7時以降は16歳未満の者に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。ただし、保護者が同伴する場合はこの限りでない。

## (支援内容)

主催団体には次の支援を無料で行うものとする。

- (1) 広報支援（広報ひらかた・枚方市ホームページ・市SNSへの掲載、主催団体が作成したポスターの岡東中央公園デジタルサイネージでの掲示、ポスター・チラシの市関係施設への配布）  
広報ひらかた掲載希望の場合は、掲載希望月の2ヶ月前の1日までに原稿を提出すること。なお、広報支援は、年度内に2回までに限る。
- (2) 物品支援（申請時に市ホームページにて、貸出物品・個数を確認すること。）
- (3) 会場支援（公園の占用許可申請及び電気使用申請手続き。ただし、イベント内容によって警察・保健所等への協議及び申請が必要な場合は主催団体で行うこと。）
- (4) その他支援（他会場の使用申請など、その他の支援について、主催団体から要請があった場合には、協議の上、必要に応じて支援を行う。）

## (受付)

岡東中央公園の使用受付開始はイベント開催月の6ヶ月前の1日とする。なお、イベント開催の希望日が複数の団体で重なった場合は先着順で受け付ける。

## (申請方法)

「にぎわい空間創出事業」として支援を希望するものは、次の資料をイベント実施の原則6ヶ月前から2ヶ月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支援申請書
- (2) 誓約書
- (3) ブース出店一覧
- (4) 会場図面
- (5) 予算書
- (6) 企画書
- (7) 団体経歴書
- (8) 団体構成員名簿

※上記、(1), (2), (4), (5)は指定の書式に記入すること。(3), (6), (7), (8)はA4(タテヨコ問わず)の自由書式で作成すること。なお、(5), (6), (7), (8)は(3)内にまとめて提出でも可とする。

※ブース出店内容（種類、内容等）が変更になった場合は速やかに出店一覧を赤字で上書きの上提出すること。また、出店内容一覧の最終確定版はイベント実施の1週間前までに提出すること。

※飲食物を販売される場合は保健所の許可を得る必要があります。開催日の2週間前までに許可証の提示をお願いします。（主催者以外の出店者の許可証についても主催者が確認の上コピーを提出ください。）

## (支援の決定)

「にぎわい空間創出事業」の支援申請があった場合、必要に応じて関係部署と協議しイベント内容を確認・審査する。その結果、「にぎわい空間創出事業」として支援することがふさわしいと判断した場合は、主催団体に「にぎわい空間創出事業決定通知書」をもって通知する。

## (順守事項)

「にぎわい空間創出事業」として支援を希望する者は、次の事項を全て順守しなければならない。

- (1) 主催団体の責任によりイベント全てを管理運営すること。
- (2) 主催団体名、連絡先をイベントのポスター・チラシ等に明記すること。
- (3) イベントの実施によって問題が生じたときは、主催団体の責任で処理すること。
- (4) 複数の事業者が合同で出店する場合は、主催団体は各事業者の収支を把握すること。
- (5) その他、市長が付した条件等を順守すること。

イベント実施当日は、次の事項を全て順守しなければならない。

- (1) 公園近隣住民等に迷惑となるような音量を出さないこと。

※公園近隣住民等から市に苦情が入った場合、市はイベント主催者に即、その旨を連絡します。イベント主催者は速やかに、音量を下げるなどの対応をすること。

- (2) 会場に搬入搬出の車両が出入りする場合、歩行者等の安全確認のため、必ず1人以上のスタッフを出入口に配置すること。搬入搬出口は、搬入出時のみ利用すること。イベント開催中には搬入出を行わないこと。

- (3) イベントは会場内で定められたエリア内で実施すること。

- (4) ブースの来場者対応サイドは一般エリアや会場に面した道路側に向けないこと。

- (5) イベント・ブース出店内容に関係のないチラシ等の配布をしないこと。

- (6) 団体への入会及び署名活動等の勧誘行為は市長が特に認めるものを除き、禁止とする。

- (7) イベントの開催によって排出されたゴミ等については、主催団体の責任で処分すること。

- (8) 荒天又は荒天が予想される場合はイベントを中止すること。

- (9) イベントを中止する際は速やかに看板やSNSなどを通じ広く周知すること。

- (10) イベント終了後は直ちに原状回復を行い、支援を受けた使用備品等を返却すること。また、使用備品は汚れや水気を拭き取って返却すること。

- (11) 実施記録として以下の写真を撮影し、実施報告とともに提出すること。

- ・会場全体の写真
- ・借用備品の活用写真
- ・備品持ち出し前の倉庫内の写真
- ・返却後の倉庫内の写真

## (禁止事項)

イベントの実施にあたっては、次の事項を禁止する。

- (1) 公園近隣住民等に迷惑をかける行為又は、その恐れのあるイベントを実施すること。
- (2) 前項の他、枚方市都市公園条例に違反するイベントを実施すること。(下記参照)

○枚方市都市公園条例では次の行為を原則禁止している。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告その他これに類するものを表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は放置すること。
- (9) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (10) 公園施設をその用途外に使用すること。

○枚方市都市公園条例において、次の場合は例外なく公園使用の申請を認めないとしている。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公園施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。
- (4) 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為(市長が特に認めるものを除く。)を伴う活動に該当すると認めるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (6) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

#### (確認立ち合い)

イベント開催日前後で、市担当者と原状確認の立ち合いをすること。

開催前確認はイベント開催前の最後の平日夕方。終了後はイベント終了後の最初の平日午前中とする。  
不備等あれば、至急に原状復帰を行うこと。

返却後の備品確認時に返却チェックリストを提出すること。

#### (イベントの中止)

イベント開催において、上記の順守事項及び当日の順守事項を順守しない場合、または禁止事項を行なう場合は、市長はイベント開催中であっても中止させることができる。

#### (イベント内容等の変更)

イベント内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に書面で報告する等、必要な措置を講じること。

#### (使用制限)

岡東中央公園を使用するにあたり、次の各号に掲げる場合は使用を制限することがある。

- (1) 年末年始及び行政使用が重なった場合。
- (2) イベント開催の希望日が複数の団体で重なった場合は先着順で受け付ける。

#### (支援の取消し)

支援の決定を受けた者がこの要領に違反し、又は、虚偽の申請等が判明した場合は、支援決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

また、今後の使用に関しても違反日から3年間は主催関係者及び該当ブース関係者からの「にぎわい空間創出事業」の申請は受け付けないものとする。

(事業完了報告)

イベント終了後2週間以内に、市長に事業完了報告書、決算書及び当日の様子が分かる写真を提出すること。

(免責)

- (1) 市長は、岡東中央公園をイベントの開催場所として提供するものであるため、準備・撤収及びイベント開催中の事故や怪我、盗難等の被害については一切責任を負わないものとする。
- (2) 市長は、主催団体に関わるトラブルについて一切責任を負わないものとする。

(その他)

本要領の詳細については、市長と協議を行うこと。

(附則)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。(コロナウィルスに関する文言の削除)

(附則)

この要領は、令和8年2月1日から施行する。